2 がんの早期発見の推進

(1) がん検診の受診率向上施策の推進

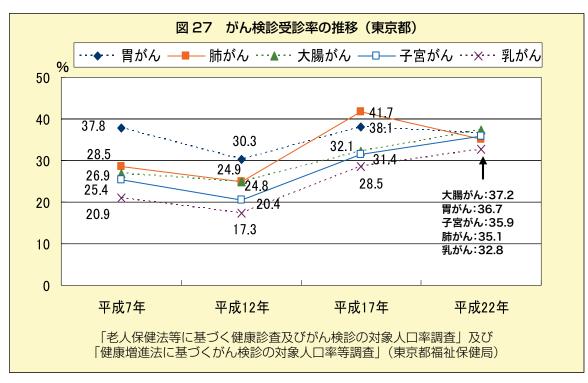
目標

●がん検診受診率の向上を目指す。

(胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん 50%)

(現状及びこれまでの取組)

東京都におけるがん検診の受診率は、長期的に見て上昇の傾向にあるものの、全体として30%台です(図27参照)。



都では、受診率 50%を目標として掲げ、より多くの都民ががん検診を定期的に受診することを目指してきました。

がん検診の受診機会には、大きく分けて4つ(区市町村、職場、医療として実施される検診相当の検査、人間ドックなど個人的に受診)があり、その中で、区市町村や職場で受診する割合が大きくなっています。特に、職場での検診は、40歳代・50歳代で受ける方が多く、重要な役割を担っています。

これまで都は、区市町村に対して、包括補助事業等による財政的支援のほか、がん検診受診率向上事業発表会や担当者連絡会などを通じた技術的支援を行ってきました。その結果、がん検診受診率を効果的に向上させる方法として個別勧奨・再勧奨¹の有効性が

¹ 個別勧奨・再勧奨:対象者個別に受診を勧め、一定期間経過後に再度個別に受診を勧める方法

確認されたため、その具体的な方法について「効果的ながん検診受診率向上事業の手引き²」としてまとめました。

また、職場のがん検診受診率向上のため、「職場のがん検診受診率アップのためのハンドブック³」を作成し、社内報やポスター等を活用した具体的な受診促進の方法の普及啓発を実施しました。あわせて東京都がん検診推進サポーター事業⁴により、従業員の受診率向上及び都民への普及啓発に自主的に取り組む事業者に対し、技術的及び財政的支援を行いました。

さらに、都民全体に対して、民間団体・企業等と連携した大腸がんウォークイベントやピンクリボンキャンペーン等の実施、ポスター・リーフレットの作成、ホームページ等により普及啓発を行っています。

(課題)

都のがん検診受診率は、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんのいずれにおいても目標としている 50%に到達していません。

区市町村においては、個別勧奨・再勧奨等による受診率向上事業を実施している自治 体は一部にとどまっています。

職場でのがん検診受診率向上には、企業の経営層の理解促進やがん検診を受診しやすい環境整備、あわせて都内事業所の95.8%を占める中小企業5への働きかけが重要です。

普及啓発は、これまで主に都民全体を対象に行ってきましたが、さらに年齢やがん検診への関心度に応じて対象を区分し、それぞれに適したメッセージを工夫するなど、効果的なアプローチも必要です。

今後も引き続き、総合的ながん検診受診率向上施策を推進していくことが必要です。

(施策の方向性)

がん検診の受診率向上施策の推進については、都が地域の関係機関と連携を図りながら施策を進めるとともに、関係機関が主体的に取組を推進することが重要です。

このため、都の施策の方向性のほか、各実施主体が推進していく取組も示します。

^{2 「}効果的ながん検診受診率向上事業の手引き」(東京都福祉保健局): http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/gan/torikumi/jusinnritu-houkokusyo.html

^{3 「}職場のがん検診受診率アップのためのハンドブック」(東京都福祉保健局) http://www.fukushihoken.metro.tokyo.ip/kensui/gan/torikumi/leaflet.html

⁴ 東京都がん検診推進サポーター事業:がん検診受診率50%の目標に向けて、都民や従業員のがん検診受診率向上に積極的に取り組む企業等を、「東京都がん検診推進サポーター」として認定し、都と認定企業等が協力して都民のがん検診受診促進を目指す事業

⁵ 中小企業:従業者 50 人未満の事業所(「平成 21 年経済センサス - 基礎調査 東京都結果報告」(東京都産業労働局))

ア 受診率向上施策の推進

- 都は、区市町村、事業者・医療保険者と連携して、がん検診の受診率向上を目指 します。
- 都は、区市町村において、個別勧奨・再勧奨など受診率向上に効果的な取組が一層推進されるよう、財政的・技術的支援を行います。また、職場におけるがん検診を推進するため、検診の取組状況を把握するとともに、個別勧奨・再勧奨などの効果的な受診勧奨方法に関する情報提供や、より受診しやすい社内環境づくりの必要性などについて普及啓発を行います。
- 区市町村は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針⁶」(以下「指針」という。)に基づいたがん検診を実施するとともに、住民が受診しやすい環境を整備し、個別勧奨・再勧奨など受診率向上に効果的な方策を実施します。また、がん検診・がん予防に関する健康教育を実施します。
- 事業者・医療保険者は、従業員やその家族に対し、がん検診に関する正しい知識の普及を行うとともに、中小企業などがん検診を実施していない事業者においては、 従業員に対し、居住する自治体のがん検診に関する情報提供を行うなど、がん検診を受けやすい環境整備を行います。
- かかりつけ医等は患者等に対して、検診の意義やがん検診について、知識の普及 や受診勧奨を行います。

イ 受診率向上のための普及啓発の推進

○ 都をはじめとする関係機関が一体となり、がん検診受診率を向上するため、年齢 やがん検診への関心度に応じ、ホームページやイベントなど様々な手法を活用して 広域的かつ効果的な普及啓発を実施します。

重点施策

- ○区市町村が実施するがん検診受診率向上を目指した効果的な取組に対する支援
- ○職場における検診の実態把握及び受診しやすい環境整備への支援
- ○広域的かつ効果的な普及啓発の推進

⁶ 平成20年3月31日付健発第0331058号厚生労働省健康局長通知 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」(平成25年3月28日一部改正)

(2) 科学的根拠に基づくがん検診の実施と質の向上

目標

●全ての区市町村で科学的根拠に基づくがん検診を実施し、質の向上を目指す。

(現状及びこれまでの取組)

国は、死亡率減少効果が科学的に明らかとなっているがん検診について、その種類、 実施体制、対象年齢、受診間隔、検査項目等を、「指針」で定めています。現在、多くの 区市町村ではこの「指針」に基づきがん検診を実施」しています。

さらに国は「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」(平成 20 (2008) 年 3 月) をとりまとめ、がん検診の質を維持向上するための精度管理に関す る方向性を示しています。

都では、区市町村が実施するがん検診の質の向上に向け、包括補助事業等を通じて財 政的・技術的支援を行うとともに、「がん検診の精度管理のための技術的指針(以下「技 術的指針|という。)| を定め、さらに、「がん検診精度管理向上の手引き(以下「精度管 理の手引き という。) 上を作成しています。

また、都では、東京都生活習慣病検診管理指導協議会のがん部会において、がん検診 が有効かつ効率的に実施されているか継続的に評価してきました。

がん検診を行う医療従事者等に対しては、マンモグラフィ読影医師等養成研修や生活 習慣病検診従事者講習会、がん検診受託機関講習会等を通じて人材の育成に努めてきま した。また、マンモグラフィ検診機器の整備補助事業により、都内のマンモグラフィに よる乳がん検診の実施体制を整備しました。

(課題)

がん部会での評価を通じて、一部の区市町村では「指針」に基づくがん検診を実施し ていないほか、検診受診者の最終的な診断結果が把握できず、精度管理が十分に行えて いない区市町村も少なくないことが改めて明らかとなりました。したがって、区市町村 において、「指針」に基づくがん検診の実施と、技術的指針及び精度管理の手引きを参考

^{1 「}指針」に基づきがん検診を実施:がん検診には住民検診に代表される「対策型検診」と人間ドック等の「任意型検診」 がある。「指針」に基づくがん検診は対策型検診であり、政策として行われる公共的な医療サービスであるとともに、そ の目的は早期発見・早期治療により地域住民全体の死亡率を下げることである。(参考:「かかりつけ医のためのがん検診 ハンドブック | (平成 21 年度厚生労働省がん検診受診向上事業がん検診受診向上アドバイザリーパネル委員会) (http:// www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan kenshin.html)

にがん検診の実施体制を整備し、プロセス指標²の改善を進める必要があります。また都としても、従事者等の人材育成を行うことで、区市町村やがん検診実施機関の体制整備を引き続き支援する必要があります。

職場でのがん検診は、制度上の位置付けが明確でないことから、精度管理が十分行えているか否かを把握することが困難となっています。

また、科学的根拠に基づくがん検診の目的や意義及び精密検査の必要性、検診に伴う不利益。など、がん検診について都民の多くが十分理解しているとはいえない状況です。 都民に対し、がん検診の目的や意義等について、一層普及していく必要があります。

(施策の方向性)

科学的根拠に基づくがん検診の実施と質の向上については、都が地域の関係機関と連携を図りながら施策を進めるとともに、関係機関が主体的に取組を推進することが重要です。

このため、都の施策の方向性のほか、各実施主体が推進していく取組も示します。

ア がん検診の質の向上

- 都は、技術的指針を活用し、全ての区市町村で「指針」に基づくがん検診が実施されるよう、技術的支援を行います。また、がん検診受診から精密検査の結果把握に至るまでのプロセス指標の改善に資するよう、精度管理の手引きを活用した技術的支援を行います。
- 都は、講習会・研修等の実施により、がん検診実施機関等で検診に従事する人材 の育成を行います。

また、都内のがん検診実施体制を把握するため、必要に応じてがん検診実施機関や精密検査実施医療機関の実態を把握するとともに、区市町村との連携を促し、がん検診から精密検査、最終的な診断結果までに至る切れ目のない連携体制の在り方を検討します。

○ 都は、職場でのがん検診についても質の向上を図るため、精度管理等に取り組めるような仕組みづくりを国に提案します。

² プロセス指標:精度管理は「目標と標準の設定」、「質と達成度のモニタリング」、「改善に向けた取組」の3つの段階を基本的な構造とし、「技術・体制的指標」である検診実施機関の体制の確保や実施手順の確立等、「プロセス指標」であるがん検診受診率、要精検率(要精密検査となった人の割合)、精密検査受診率、精密検査未受診率、精密検査未把握率、がん発見率、陽性反応適中度、「アウトカム指標」であるがん死亡率、の3つの指標により評価することとされている。しかし、区市町村単位では「アウトカム指標」による評価は現実的には困難であり、かつ継続的に検診の質を確保するためにも、「技術・体制的指標」及び「プロセス指標」による評価を徹底することが求められている。

³ がん検診の不利益:がんがあるにもかかわらず正しく診断されないこと(偽陰性)、がんがないにもかかわらずがんがあるかもしれないと診断されること(偽陽性)、本来は進展して死亡に至るという経路を取らない(生命を脅かすことはない)ような病変を見つけてしまうこと(過剰診断)、など、どのようながん検診にも共通する不利益のほか、各検査方法による負担(例えば放射線を用いるものは被曝が避けられないなど)などがある。(参考:「かかりつけ医のためのがん検診ハンドブック」(平成21年度厚生労働省がん検診受診向上事業がん検診受診向上アドバイザリーパネル委員会)(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_kenshin.html)

- 区市町村は、がん検診精密検査結果を効率的に把握するための体制整備を行い、 プロセス指標の改善を目指します。
- がん検診実施機関、精密検査実施医療機関は、区市町村が精密検査結果を把握できるよう協力します。また、区市町村及び事業者・医療保険者等と連携し、科学的根拠に基づくがん検診を実施するとともに、精度管理の推進によってがん検診の質の向上を目指します。

イ 都民のがん検診に関する理解の促進

○ 都と区市町村及びがん検診実施機関等が一体となって、科学的根拠に基づくがん 検診の目的や意義、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないことやがんが なくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあることなど、がん検診が必ずし も完全ではないことについても普及啓発を行います。

重点施策

- ○全区市町村でのがん検診のプロセス指標(精密検査受診率、精密検査未把握率等)改善を目指した、区市町村及びがん検診実施機関等への普及啓発及び支援
- ○都民のがん検診に関する理解の促進